

仕事と子育ての両立・介護や看護を必要とする家族の為に休暇を取得しやすい環境を整備することで、心身共に安心して持てる能力を十分発揮して、支援にあたるよう行動計画を策定する。

1. 計画期間

2019年4月1日から2023年3月31日までの4年間

2. 内 容

目 標

- ①妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

<対策> 2019年4月～

- ・ 規程や制度を周知できるよう情報提供し、保健衛生管理委員会を中心に相談体制の整備を図る。

- ②産前産後休業や育児休業・育児休業給付・育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策> 2019年4月～

- ・ 制度を周知できるよう情報提供し、制度に関するパンフレットを配布する。

- ③労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の周知を図る。

<対策> 2019年4月～

- ・ 制度に関するアンケートを実施する。
- ・ 労働者へ文書で周知する。

- ④年次有給休暇の取得の促進を図る。

<対策> 2019年4月～

- ・ 年次有給休暇管理簿にて一人あたり平均何日取得しているかの実態を把握した上で、年5日以上有給休暇の取得の促進を図る。